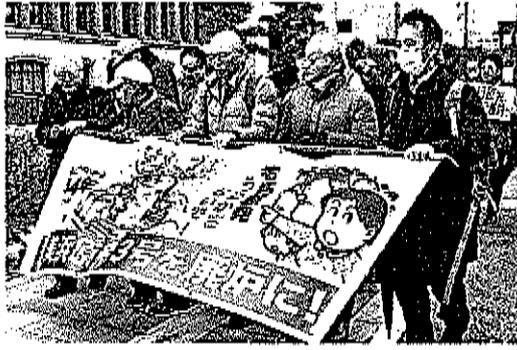


美浜・高浜原発運転差し止め

仮処分の審尋終結

地 裁



美浜原発3号機の運転
差し止め仮処分の審尋
を前に、入廷行進する
申立人ら＝福井地裁前

福井県などの住民が、関
西電力美浜原発3号機と、
高浜原発1と4号機の運転

差し止めを求めた仮処分の
審尋が12日、それぞれ福井
地裁で終結した。住民側の
代理人によると、地裁はい
ずれも来年3月に判断を下
すと住民と関電側に伝えた
という。

審尋は非公開。住民側は
美浜3号機について、老朽
化で重大事故や不測の事態
に至る可能性が高まってい
ると指摘。その上で、原発
が備えるべき揺れの大きさ
「基準地震動」が小さ過ぎ
るほか、敷地の極めて近く
に活断層があるのに基準が
求める「慎重な考慮」がな
いなどと主張。避難計画も

「実効性がなく」、住民が
被曝する危険性があると訴
えている。

高浜原発の老朽化につい
ては、蒸気発生器の損傷に
言及。管の厚みが薄くなる
「減肉」が何度も見つ分かっ
ており、関電の対策では危
険だなどと主張している。

住民らは福井市内で記者
会見した。美浜担当の井戸
謙一弁護士は「裁判長には
常識的な感覚でちゃんと判
断してほしい」と話した。

双方は今後も書類を追加
提出するといひ、関電は取
材に「安全性が確保されて
いることを裁判所に理解し
てもらえるよう主張、立証
し、仮処分申し立ての却下
を求めていく」とコメント
した。

(永井啓子、佐藤常敬)